

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）・ 第71回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部合同会議

- 日時：令和3年4月16日（金）午後6時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、鳥取市健康こども部長、鳥取市保健所長
※ 鳥取市各部局長はテレビ会議参加
公立鳥取環境大学理事長兼学長、副学長（テレビ会議参加）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）まん延防止等重点措置適用の拡大について
 - （3）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

＜県内321～324例目、325～330例目（鳥取市保健所管内138～141例目、142～146例目）＞

陽性 確認日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月15日	県内321例目 (鳥取市保健所管内138例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		
4月15日	県内322例目 (鳥取市保健所管内139例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		
4月15日	県内323例目 (鳥取市保健所管内140例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		
4月15日	県内324例目 (鳥取市保健所管内141例目)	鳥取市	10代	男性	鳥取市		
4月15日	県内326例目 (鳥取市保健所管内142例目)	鳥取市	80代	男性	鳥取市		
4月16日	県内327例目 (鳥取市保健所管内143例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		
4月16日	県内328例目 (鳥取市保健所管内144例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		
4月16日	県内329例目 (鳥取市保健所管内145例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		
4月16日	県内330例目 (鳥取市保健所管内146例目)	鳥取市	20代	男性	鳥取市		

＜県内325例目＞

陽性 確認日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月15日	県内325例目	米子	40代	非公表	非公表		

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(10例目)

感染者が利用していた施設で、県内10例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、4/16（金）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターが発生した施設

鳥取環境大学体育館及びクラブハウス

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

7名（鳥取環境大学運動部員）

3. 患者対応

陽性者は感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院済み（3名）又は今後入院予定（4名）（4/16正午現在）

4. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設管理者（鳥取環境大学）に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設管理者は、当該施設（体育館及びクラブハウス）を閉鎖し、検査対象者への連絡に協力している。
 - 積極的疫学調査により、4/16に運動部員（26人）のPCR検査実施済み。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
 - 更に、運動部員だけでなく、学内の学生や教員等に本日午後から幅広く検査を実施中。（本日は約400人の検査を予定）

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(10例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 運動部員だけでなく、学内の学生や教員等に対しても幅広く検査を実施するため、施設管理者は、自ら施設名を公表するとともに、広く検査を呼びかけている。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

対応状況

- 大学は、4/15(木)2限目から4/21(水)まで休校。今後のPCR検査の結果によっては、休校の延長も検討。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられるよう、施設管理者に対し、指導・協議を行う。

鳥取市に「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」発令

- 今のウイルスは、マスクなしの会話でも感染します。
- 鳥取市において相次いで変異株の感染が確認されています。このため、鳥取市に新型コロナウイルス感染増大警戒情報を発令します。
- 若い世代での感染も見られます。感染予防のレベルを上げましょう。

発令地域	発令日	備考
鳥取市	4月16日	感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発している

既発の地域：倉吉市・北栄町・米子市

公立鳥取環境大学の対応状況

- これまで7人の学生の感染が判明。
- 昨日までに判明した濃厚接触者・接触者 約400人（学生・職員）について、本日、学内でPCR検査を実施（本日新たに判明した約300人は明日実施）。
- また、感染した学生の立ち入り区域（体育館、講義室、学生食堂、トイレ等）の消毒作業を実施。
- 当面、21日（水）まで休校（学生の大学構内への立入禁止）。
- 授業実施等の対応については検討中。
- 不安な学生からの相談は、学生支援センターで受け付ける。

鳥取環境大学クラスター事案への対応

- 鳥取環境大学クラスター事案に対処するため
クラスター対策チームの派遣を検討

- 鳥取環境大学クラスター分析のため鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を検討

まん延防止等重点措置適用の拡大

＜まん延防止等重点措置を実施すべき区域＞

新たに、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県の4県を追加

(各県知事が今後区域を指定)

※新たに追加された区域の実施すべき期間

令和3年4月20日から5月11日まで(22日間)

既存の区域

区域	期 間
宮城・大阪・兵庫	令和3年4月 5日から5月 5日まで(31日間)
京都・沖縄	令和3年4月12日から5月 5日まで(24日間)
東京	令和3年4月12日から5月11日まで(30日間)

まん延防止等重点措置地域拡大に伴う緊急メッセージ

感染力の強い変異株での感染が全国・本県で急増しており、今が「瀬戸際」です。

- 感染拡大地域など県外との往来は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。また、県外の方との飲食は当面避けましょう。
- 今とてもうつりやすく、マスク飲食など感染予防のレベルアップを徹底しましょう
- 「三密」を徹底的に回避しましょう。距離が取れない場合には必ずマスクをしましょう。

まん延防止等重点措置適用に伴う往来についてのお願い

◆宮城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)、沖縄県

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

◆感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」)

⇒ 不要不急の往来については慎重にご判断ください。

・北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、長野県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、福岡県など

➤ これらの地域に往かれた場合

○会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。
- ・できれば同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分に適切なアクリル板が設置され、混雑していないといった安心な店を選択。

➤ これらの地域から本県に来県、帰県された場合

○本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えるようにしてください。

○倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】 [東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆感染が広がりつつある地域

⇒ 感染注意地域(Ⅲ)の地域であっても、変異株による感染拡大の傾向が見られます。県をまたぐ移動を行われる際は、マスクの着用、密を避ける行動を行うなど、できる限りの感染予防をお願いします。

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

◆体調に不安があるとき ⇒ 往来を控えてください。

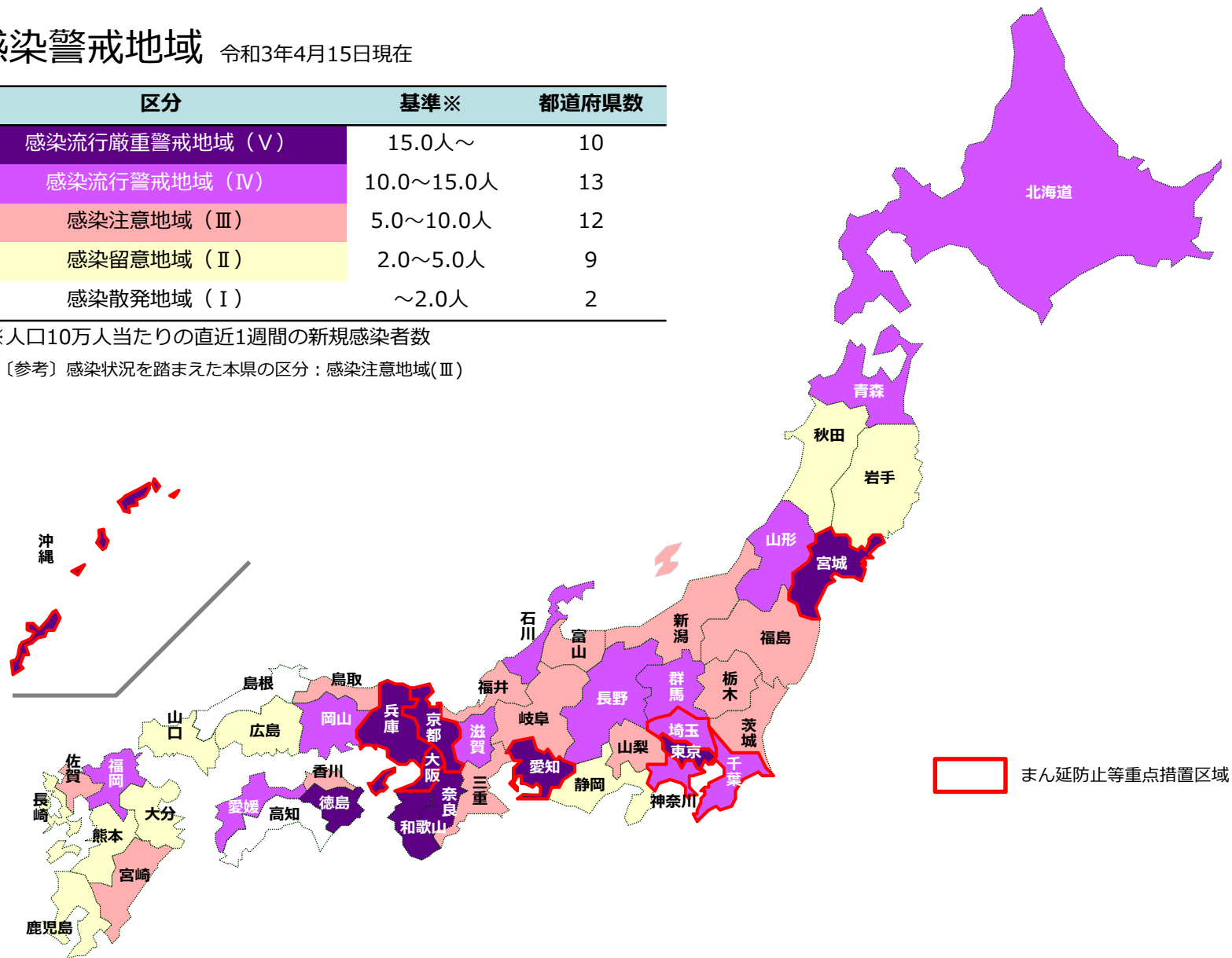
全国で感染が急速に拡大

感染警戒地域 令和3年4月15日現在

区分	基準※	都道府県数
感染流行嚴重警戒地域 (V)	15.0人～	10
感染流行警戒地域 (IV)	10.0～15.0人	13
感染注意地域 (III)	5.0～10.0人	12
感染留意地域 (II)	2.0～5.0人	9
感染散発地域 (I)	～2.0人	2

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

〔参考〕感染状況を踏まえた本県の区分：感染注意地域(III)



大型連休中に向けた県民の皆様へのメッセージ

◆感染拡大地域との移動は慎重に！

- ・ ゴールデンウィーク期間中、感染拡大地域との往来は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控えましょう。

◆最大限の予防のレベルで！

- ・ 「三密」の徹底的な回避をお願いします。
- ・ 県外の方との飲食は当面避けましょう。
- ・ 会食は、感染対策が講じられた「新型コロナ対策認証事業所」などを利用し、少人数・短時間・マスク飲食を徹底しましょう。

◆出勤も最小限に！

- ・ ゴールデンウィーク期間中の出勤は最小限にしましょう。
- ・ 業務をしなければならない場合も、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らす工夫をしましょう。

飲食時の注意事項

- ◆ 飲食の場で感染が拡大しています。
- ◆ 飲食の場面でも「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人の感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合の会話時マスク着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。

<利用者の皆様へ>

- ・ 飲酒の際は、①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ・ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- ・ 座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
- ・ 大声を出さず、会話する時はマスク着用
- ・ 認証店や協賛店などガイドラインを遵守したお店で
- ・ 体調が悪い人は参加しない

<事業者の皆様へ>

- ・ 換気、パーティション設置など感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください。(特にカラオケには注意してください。)
- ・ マスク着用などお客様への協力の呼びかけをお願いします。

家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い** …接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気** …屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける



◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50~60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける

◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

感染予防が大切です

◆ 親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人の感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

- ① 帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
- ② 人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。
- ③ 体調に違和感がある場合は、親しい人であっても会食はさけていただくようお願いいたします。

◆ 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆ 接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆ 誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。



まん延防止措置等重点措置の拡大に伴う県庁の対応

■ 職場内の感染対策強化と予防的BCPの実施について

県内においても感染しやすい状況となっているため、職員の感染予防対策をより一層強化するとともに、職員が感染した場合においても、県庁の業務継続を図り、県民生活・県民経済への影響を最小限に抑えるため予防的BCPを実施する。

バックアップ体制の構築	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none">・公金の支払が止まらないよう、財務会計業務を担う所属（統括審査課、庶務集中課）を2グループに分け、会議室を活用して別々の執務室で業務を行う・還付等の税務業務については、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップを行う
鳥取型オフィスシステムのさらなる徹底と定期消毒等のレベルアップ	<ul style="list-style-type: none">・フィジカルディスタンスを確保するための執務機の配置、アクリル板の設置（「鳥取型オフィスシステム」）をさらに徹底する・手指消毒、共用物品（コピー機・電話機等）の定期消毒、換気の頻度を上げる・庁舎入口での来庁者の消毒徹底をお願いする

まん延防止措置等重点措置の拡大に伴う県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 「まん延防止等重点措置」対象地域への出張は制限する
上記以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える
- 県外からの関係者等の招へいについても、上記の取扱いと同様に制限等を行う
- 関係者との打合せ等については、基本的にオンライン形式で代替する
- 私的な場面においても、感染予防対策を呼びかけている県の職員の立場を自覚し、県外への往来や県外の方との飲食は控える

■ 県外本部の対応

- 県庁内に「分室」を設置済
- 現地に残るスタッフも在宅勤務中心とするなど、リモートワーク体制への移行をさらに進め、感染予防を徹底する

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(9例目)

感染者が勤務していた施設で、県内9例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが、4/15(木)に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応中。

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

5名(北栄町役場大栄庁舎 職員5人)

2. 患者対応

陽性者は4/15までに感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院済み

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設管理者(北栄町)に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設管理者は、当該施設(北栄町役場大栄庁舎)を閉鎖するとともに、検査対象者への連絡に協力している。
 - 積極的疫学調査により、職員及び濃厚接触者等に対しPCR検査を実施。
※4/14に当該施設に勤務する対象職員(185人)に検査実施済み。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
 - 職員だけでなく、町民や北栄町役場への来庁者に対しても幅広く検査を呼びかけるため、自ら施設名等を公表し、庁内有線放送や町ホームページで広く周知している。
- 当該施設は、4/16に専門家チームの派遣を受け入れ、更なる感染拡大防止のための措置を実施中。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(9例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 職員だけでなく、町民や北栄町役場への来庁者に対しても幅広く検査を呼びかけるため、施設管理者は、自ら施設名を公表し、4/15から、相談窓口を設置するとともに、本県と連携し、大栄農村環境改善センターに臨時PCR検査会場を設置。**(北栄町住民に対し、4/15においては146人が検査を行い、122人の陰性を確認(24人は本日結果判明し、全て陰性)。本日は正午時点で74人の検査を受付済み。)**
【相談窓口】北栄町役場(代表) 電話：0858-37-3111

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

対応状況

【4/16指導・協議内容】

- 最終接触となる4/15から5日後(4/20)に、北栄町職員の2回目のPCR検査を実施し、全員陰性が確認されれば、4/21から、庁舎での業務を再開することも調整したい。**
 - ただし、再開の場合は、密を避ける、マスク着用、手指消毒、体調管理等を徹底すること。**
- ⇒ **北栄町は、対応について、現在検討中。**

北栄町役場の業務継続に係る支援について

■ 人的支援について

- ・現時点では応援職員は不要とのことであるが、情報収集を継続し、県町村会と連携して柔軟に対応する。

※4/15 町村会を通じて他町からの職員派遣の必要について町に確認

4/16 業務継続可能であることが確認できたため、現時点では不要と回答あり

- ・今後に向け、県と市町村が連携した職員応援体制を構築。

■ 各種事務の柔軟な対応について県庁内での徹底

- ・県所管の補助金・照会等の事務について

近日中に提出・回答等を依頼している補助金に係る必要書類などは、提出・回答期限を延期するなど、柔軟な対応をする。

- ・国所管の補助金・照会等の事務について

国が指定する提出期限内に提出・回答が困難なものについては、国に期限を延期してもらうよう協議・依頼するなど、最大限配慮する。

保健所への支援体制

■ クラスター対策チーム（クラスター対策監）の体制強化

- 同時に複数の事案に対処するため、倉吉保健所、米子保健所管内の現場を指揮する **クラスター対策チーム参事（衛生技師）** を新設
- 倉吉保健所及び米子保健所へクラスター対策チームを継続派遣

■ PCR検査センター運営等の支援

- 検体採取等の応援のため本庁から保健師、衛生技師を派遣
- PCR検査センターの電話受付等のため本庁から職員を派遣

■ 保健所支援に向けた応援態勢を総勢50名に増強

- 検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を総勢50名に増強

鳥取県版新型コロナウイルス警報（4月16日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
北栄町	警報	4/15～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

『感染急拡大警戒期間』発令

R3.5.5まで延長

**全国で感染が急拡大しています。
ご注意ください!!**

**○ 感染力が高い変異株が広がっています。
注意レベルをあげましょう。**

- 感染が急拡大している地域との往来や、これらの地域の方との会食はできる限り控えましょう。
- マスクの着用、手洗い・換気を心がけ、親しい間柄であっても話すときのマスク、マスク飲食など、感染予防を徹底しましょう。

感染再拡大防止に向けた指標（分科会提言）

見直し 早期探知のための指標

- ・現時点の確保病床数の占有率
- ・陽性者数の直近1週間と先週1週間比較 の指標は削除

	医療提供体制の負荷			感染の状況			
	①医療のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③ PCR 陽性率	④新規陽 性者数	⑤ 感 染 経 路 不 明割合	
	入院医療	重症者用病床					
ステージⅢの 指標	最大確保病床 の使用率 20% 以上	新 入院率(入院 者数/療養者 数) 40%以 下	最大確保病床 の使用率 20%以上	20人以上 /人 口10万人 (見直し前: 15人以上)	5% (見直し 前:10%)	15人/ 10 万人/週 以上	50%
ステージⅣの 指標	最大確保病床 の使用率 50% 以上	入院率(入院 者数/療養者 数) 25%以 下	最大確保病床 の使用率 50%以上	30人以上 /人 口10万人 (見直し前: 25人以上)	10%	25人/ 10 万人/週 以上	50%

<②療養者数 について>

- ・地域によっては、変異株の影響により療養期間が2週間以上と長くなることも見られることから、療養者数の指標は弾力的に判断する必要がある。
- ・なお、今後、療養者数等の指標の目安を変更する場合には、感染性と関係すると思われるPCR検査のct値も参考に検討する必要がある。

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 4月16日 16:00現在	ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 医療のひっ迫具合	入院医療	最大確保病床使用率	24.3% (78/321床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	87.6% (78/89人)	40%以下	25%以下
		重症者用病床	最大確保病床使用率	0% (0/47床)	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		16.1人 (実数89人)	20人以上	30人以上	
監視体制	③ PCR陽性率(直近1週間) ※4/8~4/14発表分		1.1% (34/3,086人)	5%以上	10%以上	
感染状況	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は4/9~4/15発表分で集計		6.9人 (実数38人)	15人以上	25人以上	
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間)		34.3% (13/38人)	50%以上	50%以上	

- 現時点で①の一部の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考えられる。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

人権配慮に係る県民へのメッセージ



感染者はウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

- 本県では、このような思いやりの気持ちや医療従事者への感謝の気持ちを表すシトラスリボンを着用する「**鳥取県庁シトラスリボンプロジェクト**」を始めています。

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、立ち寄り先、関係先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

- 本県では、インターネットによるものも含め、**あらゆる差別行為を包括的に禁止しています。**
(4月1日:人権尊重の社会づくり条例施行)
- インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランス**を行っています。確認された誹謗中傷等の画像や文章を保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。
- 県と弁護士会、県警、法務局の4者連携**による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。